

平成17年4月21日

茨城県立図書館長 千葉 正仁 殿

茨城県図書館協議会委員長 手塚 克彦

県立図書館における「郷土資料の充実」及び「子どもの読書活動の推進」について（建議）

県立図書館は、図書館資料の充実とサービスの向上を図りながら、市町村立図書館との連携強化及び市町村支援など二次機能の充実にも努めている。加えて、新たな普及啓発事業や様々なイベント等を展開するなかで、利用者が年々増加し、貸出点数が1日平均3,000点を超えるなど新館開館後飛躍的な伸びを見せている。今後、ますます高まる県立図書館への期待及び多様化・高度化する県民のニーズに的確に応えるためには、より一層の資料の充実、きめこまやかな情報の提供が求められている。

このような中で、とりわけ、地域社会の情報拠点、学習拠点として重要な役割を担う県立図書館における郷土資料の充実のため、新館移転後の郷土資料室の運営方法を含め資料収集のあり方が喫緊の課題となっている。

また、平成13年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「いばらき子ども読書活動推進計画」が平成16年3月に策定されたことを踏まえ、県立図書館としても、子ども読書活動の推進体制の整備が必要となっている。

そこで、当協議会では、平成15年度、平成16年度の2年間にわたり、県立図書館の「郷土資料の充実」と「子どもの読書活動の推進」をテーマに協議を行ってきた。

ここに協議結果をまとめ、以下のとおり建議する。県立図書館におかれては、建議の内容の実現に積極的に取り組み、県立図書館にふさわしい充実した機能を備えた「明るく便利な開かれた図書館」として、更なる発展が図られるよう期待するものである。

1 郷土資料の充実について

(1) 郷土資料の収集の方向について

ア 郷土資料と地域資料

- ・ 郷土資料は、本来歴史的な郷土資料と現代を中心とする地域資料に分けて整理することが望ましいが、暫定利用という位置付けになっている現在の県立図書館の郷土資料室の特性を考慮し、郷土資料と地域資料の双方を郷土資料として網羅的に収集することが必要である。
- ・ 茨城県に隣接する地域の資料も収集することが望ましい。
- ・ 郷土資料に関する専門家から意見聴取などを行い、未収集資料のリストを作成して、それらの収集に努めることが望ましい。

イ 郷土人の範囲

- ・ 郷土人の著作物はすべて収集するとなると大変広範囲になるが、現在の県立図書館の収蔵能力で判断するのではなく、将来の新館建設をにらみ、県立図書館に行けば、茨城に関わった人の著作物はすべて有ると言えるように、網羅的に収集することが望ましい。

ウ 古書の収集

- ・ 県立図書館は、昭和20年の空襲ですべての所蔵資料を焼失してしまい、近代の刊行物で未収集になっているものがある。それらの未収集資料については、リストを作成するなどして、県内外の古書店からの購入や蔵書家からの寄贈などの方法により、未収集資料の充実を図ることが望ましい。なお、古書の収集については、広範囲に情報を収集するとともに、市場の調査などを継続的に行い、入手の機会を逃さないよう、迅速に対応することが必要である。

エ 行政刊行物の収集

- ・ 県発行の行政資料の補充についてはリストを作成して、庁内メールや掲示板等により、職員の目にとまるような方法で周知し、収集に努めることが必要である。
現物を収集できない場合は、マイクロフィルムやCD-ROMなどの複製物で対応することも考えられる。
- ・ 市町村発行の行政資料については、現在、市町村合併が進む中、資料が散逸する前に保存や提供を依頼するなど、資料の収集に力を入れる必要がある。

オ 電子資料の収集

- ・ 電子図書館へ向けて、電子媒体による郷土資料の収集に努めるとともに、貴重資料はもとより、一次資料についてもデジタル化するなど、収集と保存に努める必要がある。
- ・ 茨城の民話や方言など、語り継がれているものについては、次世代の子どもたちへ受け継がれるよう、語り部の協力を得て収録し、CD-ROM等に記録保存する

ことが望ましい。

- ・ インターネットのホームページは、常に新しい情報を掲載することが求められているため、データの更新が頻繁であり、貴重なデータが消失してしまう。このような、失われつつある電子資料、特に茨城県に関するWebページのうち、統計資料や後世に残すべき資料については、電子資料として、収集保存に努める必要がある。
- ・ 県立図書館で収集している郷土に関する16ミリ映画フィルム、ビデオテープ、マイクロフィルムなどは、フィルム等の劣化が考えられるので、デジタル化を行い保存する。
- ・ 茨城放送やNHK水戸支局の県域ネットに協力を得ながら、郷土に係る番組を録音・録画し、デジタル化を図ることが望ましい。

(2) 郷土資料の収集体制について

ア 資料収集の方法

- ・ 今後も郷土資料については、新刊購入を中心に網羅的に収集する必要があるが、自費出版物など、出版情報が得にくい資料については、県内の出版業者のリストを作成し、出版情報の提供や本の寄贈を働きかけるなど、一層の広報活動に努める必要がある。
- ・ アンケート等の手法によって、寄贈者の分析を行い、有効な広報活動と働きかけを行う必要がある。
- ・ 県庁各部課が所有する資料で必要なくなったものについては、広報活動などにより働きかけ、収集するよう努める。将来的には、県立図書館に自動的に集まってくるような体制にする必要がある。
- ・ 県内蔵書家の資料で、後継者が存在しない場合などは、資料の散逸を防ぐために、県立図書館への寄贈を働きかけるよう努める。
- ・ 県内居住者が資料を刊行した際には、その寄贈先として県立図書館が思い浮かぶよう、県立図書館の存在の更なる周知に努めるとともに、寄贈への理解が得られるように、広報活動と働きかけになお一層力を入れて取り組む必要がある。

イ 近代文学館との関係

- ・ 近代文学館については、茨城文芸協会が中心になって設置運動を展開している。その過程で単独館論、図書館併設論等さまざまな論議があるが、県立図書館としては、これらの議論の行方に関係なく郷土の文学作品の収集は図書館の重要な業務であるので、その業務を着実に遂行していくことが望ましい。

(3) 郷土資料室の在り方について

ア 資料の配架

- ・ 資料の分類区分及び配架については、従来、日本十進分類表により、受入順に整理番号を付与して整理してきたため、地域や著者ごとのまとまりに欠け、利用者が利用しにくい配架になっている。分類方法について、調査・研究を行い、茨城県立図書館独自の分類表を作成し、地域、著者、テーマなどのまとまりができるような

配架を行い，利用者が利用し易いよう配慮することが必要である。

- ・ 著名な郷土人の著作物については，郷土資料室に配架することが望ましいが，資料によっては，各主題のコーナーに配架した方が利用しやすい資料もあることから，それらのコーナーに配架することも考慮する必要がある。その場合は，郷土資料室にその旨の案内を設けるか，或いは，複本を収集し，両方に配架することが望ましい。

(4) 郷土資料の情報発信(ホームページ)の整備について

ア ホームページの整備

- ・ 電子図書館に向けてデジタル化している郷土資料については，ホームページで公開するなど広く活用が図られるよう努める必要がある。なお，電子図書館の更なる充実を図るためには，単なる文献目録だけでなく，一次資料までデジタル化することが望ましい。
- ・ 公開する資料としては，他県にない茨城県独自のものを公開することが望ましい。
- ・ 電子図書館として充実したコンテンツの整備が必要である。例えば，民話等郷土に関わるものを動画や電子紙芝居などのコンテンツにより紹介したり，ビデオやDVDでの予告版によって紹介する方法も考えられる。
- ・ 双方向性であるインターネットの特性を生かし，県民のニーズを把握して，その声を図書館運営に活用することが望ましい。
- ・ 郷土資料に関する関係機関のリンク集を作成しその機関とのネットワークを結び，資料の横断検索ができるようにすることが必要である。
- ・ ホームページは，使いやすさや障害者にとっての優しさに配慮し，利用者が求める情報をできる限り早く提供できるよう努める必要がある。
- ・ 個人情報の保護や著作権に細心の注意を払う必要がある。

2 子どもの読書活動の推進について

(1) 児童サービスの充実について

ア 児童図書の収集

- ・ 児童図書の個人貸出点数は、平成15年度には241,575点と、旧館時代と比べると飛躍的に増加し、全国都道府県立図書館の中でも第4位と上位に位置している。所蔵冊数については、平成16年3月31日現在で137,962冊と全国都道府県立図書館の中では第24位であり、まだ少ない状況であるので、今後も積極的に収集整備に努める必要がある。
- ・ 市町村立図書館のモデルとなるべく、児童図書の年間出版の全点購入を目指していることは非常に良いことなので、今後も引き続き実施することが望ましい。なお、年間出版物の全点購入については、複本を購入し、県内をブロック別（地区別）に分けて展示会などを実施し、市町村立図書館等における選書及び保護者の選書の参考となるよう閲覧できる機会を設けることが望ましい。
- ・ 大型絵本は出版数も少なく高額であり、個人や市町村立図書館で購入するのは難しいと思われるので、引き続き県立図書館で積極的に収集することが望ましい。また、県立図書館で大型絵本が利用できることがあまり知られていないので、県内の幼稚園や保育園などに大型絵本の目録を送付するなど積極的な広報活動に努める必要がある。

イ 児童図書研究室

- ・ 「児童図書研究室」という名称は利用者にとって硬い感じがするので、親しみやすい名称に変更し、利用者が気軽に利用できるように配慮することが必要である。
- ・ 「子どもの読書」の研究（読書の効果、子どもの発達などを含む）が進み、「子どもの読書」の重要性を理論的に研究する時代になってきた。そのための資料を積極的に収集し、併せて利用できるよう案内する必要がある。
- ・ 児童図書研究室は、他の都道府県立図書館には極めて少ない種類の部屋であるので、他館の見本・手本となるような創意工夫をした運営管理等を行うとともに、他館とネットワークを構築することが望ましい。

(2) 子どもの読書活動の推進事業について

ア 読み聞かせ研修講座

- ・ 読み聞かせは重要なので「読み聞かせ研修講座」を引き続き実施し、ボランティアの人材育成に努めることが大切である。実施の方法については、会場を県立図書館だけでなく、市町村立図書館で開催するなど、この研修講座が県内に広く普及するよう働きかけることが望ましい。
- ・ 県立図書館が実施する「読み聞かせ研修講座」は受講希望者が非常に多い。特に夏休みなどは受講できない者がいるので、実施回数を増やすなど、希望者が受講できるよう対策を講じることが望ましい。
- ・ 読み聞かせ活動や読書会などは、子どもゆめ基金助成金（子どもの読書活動助成）

本県は教育庁生涯学習課が窓口)を有効利用する方法もあるので、市町村教育委員会、市町村立図書館、読書関係者及び読書団体等に周知することが重要である。

(3) 学校との連携について

ア 学校との連携

- ・ 学校の「総合的な学習の時間」における調べ学習や、職場体験学習などを行う児童生徒を積極的に受入れて学校との連携強化に努めるとともに、図書館活用に対する理解と関心を高める必要がある。
- ・ 教員を対象とした図書館利用講座などの研修講座は、教員が児童生徒に対して、図書館を活用して問題解決を図るよう指導する上で非常に有効である。この研修講座が県内の市町村立図書館でも実施できるよう、大学等と協力して研修プログラムのモデルや研修マニュアルを作成し、市町村立図書館に働きかけることが望ましい。
- ・ 司書教諭は12学級以上の学校に配置されているが、ほとんどの司書教諭が他の業務と兼務しているため非常に多忙で本来の役割を果たしていないことが多い。せっかく県立図書館で研修講座を受講してもそれを生かす機会がなかなか持てない。研修受講者が現場で受講成果を生かす機会が持てるよう、県立図書館から県教育委員会・市町村教育委員会等に調整を働きかけるなど、学校との連携を強めることが必要である。
- ・ 県立図書館は、子どもの読み書き能力の向上に向けて、図書館の機能を生かした事業を展開することが望ましい。
- ・ 県立図書館で行っている読書フェスティバルやおはなし会などは、学校現場にも浸透し、効果は現れてきているので、これからも継続して実施していくことが必要である。